

●香川県告示第416号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成25年9月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

変 更 年 月 日	名 称	所 在 地		開 設 者
		変 更 前	変 更 後	
平成24年2月 1日	三和薬局	丸亀市中府町1 丁目65番2号	丸亀市中府町1 丁目5番44号	三和メディックス 株式会社